

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の労働者派遣改正により、派遣元事業主は、毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられております。

マージン率とは、派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

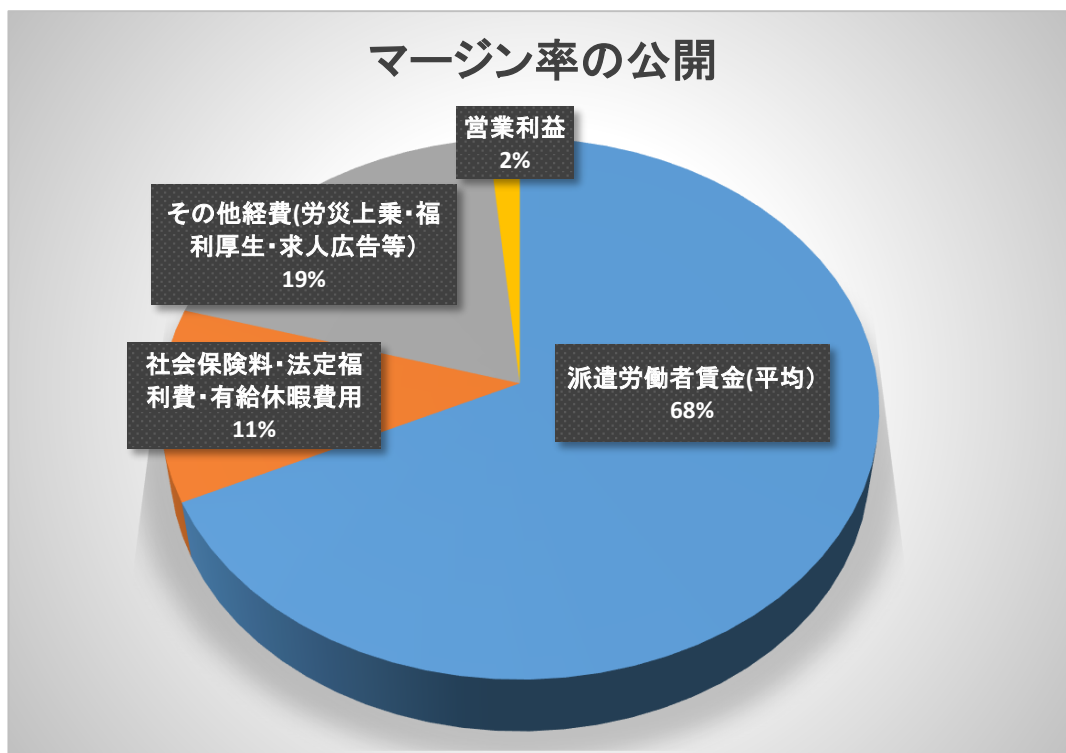
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

31.9%

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

派遣労働者の数	102名
派遣先企業数	26社
マージン率	31.9%
教育訓練に関する事項	安全衛生、接遇、セキュリティ・個人情報保護 他
派遣料金の平均額	16,104円 (1日8時間換算)
派遣社員の賃金の平均額	10,952円 (1日8時間換算)



※ マージンには、営業利益以外に、法定福利費(社会保険・雇用保険・労働者災害補償保険・有給休暇費用等)法定外福利費(労働者災害補償保険上乘・健康診断等)・教育訓練費・事業経費等を含んでいます

※ 上記、派遣料金・賃金・マージン等の数字に関しては、弊社、派遣従業員 102人の平均値であり、IT関連事業や、研究開発業務等の専門的業務従事の従業員の数字も含む平均値であります